

平成25年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年6月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前 9時00分 開議 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

昨年、富雄川で溢水の危険があるとして、避難準備情報が発せられました。幸いにも雨足が弱くなり、避難するまでには至りませんでしたけれども、ことしもこれからそのような状況が起こり得る時期になってきています。

斑鳩町に接する大きな河川でいえば、富雄川と大和川ですが、これらの河川が溢水すると広範囲に渡り被害が出ると思われ、住民の避難に全力を注ぐことが重要であるとの考えから質問を行います。

まず、避難準備、避難勧告、避難指示とはどのようなもので、河川の状態のどの時点で発せられるのか、お聞きします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示につきまして、どのような場合に発令するのかというご質問でございますけれども、災害が発生したり、また、災害発生のおそれがある場合に住民の安全を確保するため、災害対策情報あるいは斑鳩町地域防災計画に基づきまして、町長は避難準備情報や避難勧告あるいは避難指示を発令することとなっております。

具体的には、避難準備情報は、災害発生の可能性が予想され、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある場合に発令することになっております。避難のための準備を呼びかけるものでございます。

また、避難勧告は、地域や土地建物等に災害が発生するおそれのある場合に発令することになっており、住民に立ち退きを勧め、促すものでございます。

さらに、避難指示につきましては、状況が悪化し、避難する時期が切迫した場合に発令す

ることとなっております、住民に立ち退きを指示するものでございます。

次に、富雄川、大和川において、どれぐらいの水位に達したときに避難準備情報あるいは避難勧告、避難指示を出すのかというご質問でございますけれども、富雄川や大和川におけます危険水位と、この避難勧告等発令のタイミングということでございますけれども、気象情報、気象警報が発令された段階で町外の各計測地点に町職員を配置をいたしまして、水位を確認しながら随時、役場の本部へ連絡をするということとなっております。

その中で、富雄川につきましては、水位が堤防の天端まで1 mになりますと県が設置しております水位計の黄色灯が回転するとともに、高安西団地自治会の班長宅に設置をいたしました子機のブザーが鳴りまして、高安西団地防災部員の方々が集合されまして状況の共有をするとともに、避難準備勧告発令に備えるということとなっております。また、水位が堤防の天端0.7 mになりますと、水位計の赤色灯が回転するようになっておりまして、役場の本部はこれを目安に避難準備情報を発令するとともに、水位が0.5 mになりますと避難勧告を発令していくということとなっております。

また、避難指示につきましては、その後の水位の状況、あるいは河川の状況におけます水位上昇などを確認しながら発令をするということとなっております。

また、大和川でございますけれども、大和川と三代川の合流地点の河川床からの高さが5.3 mになりますと避難準備情報を発令をするという暫定的な数値基準を設けておりまして、その後の避難勧告あるいは避難指示の発令につきましては、河川の上流におけます水位上昇などを確認しながら判断をしていくこととなっております。

なお、現在の県の地域防災計画の見直しの中で、過去に大きな水害のございました王寺町がモデル市町村となりまして、大和川の上流にあります観測所を基準に、避難にかかります時間も考慮して、避難勧告等発令基準の見直しを行っておりますので、今後、その新たに作成されます発令基準を参考にしながら、町の地域防災計画の見直し等によりまして具体的な発令基準を町のほうも定めていくということで、今、検討を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、避難勧告や避難指示が発令されると、そのときの法的拘束力というんですか、法的強制力はどのようになっているのですか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 先ほど答弁させていただきましたように、この避難勧告についま

しては、災害対策基本法に規定をされておりまして、町長が住民に立ち退きを勧め、促すものでございます。

また、避難指示につきましても災害対策基本法の中のほか、河川の洪水が切迫している場合の避難指示につきましても水防法に基づき発令することとなっております、被害の危険が切迫したときに発せられるもので、町長が住民に立ち退きを指示するものでございます。

この避難勧告や避難指示の強制力についてでございますけれども、あくまで勧告あるいは指示ということになっておりまして、これらに従わなかった場合の罰則規定も設けられておりませんので、強制的に住民を避難させるという権限まではないものでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 基本的に強制力はないということで、住民さんが、いや、俺はここに残ってるねんということであれば、それはそれでいたし方ないことになってくるんじゃないかな。

それでは次に、避難勧告なり避難指示が発令された場合、その対象住民の方にどのようにお知らせするのか。そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 避難指示等の発令時の住民周知についてというお尋ねでございますけれども、まず、サイレンの吹鳴あるいは音声遠隔システムによります有線放送、あるいはFM西大和、また、防災情報メールによります情報伝達、また、広報車によります伝達でありますとか、直接自治会長様宅への口頭伝達を行うこととなっております。

これらの伝達を通して、避難準備情報が発令された場合には、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する方に避難行動を開始していただくとともに、避難勧告、避難指示が発令された場合には、西和警察署の協力を得ながら、消防団を初めとして、自治会あるいは自主防災組織等の住民組織が連携して避難誘導を行っていただくこととなっておりますので、その誘導に従いまして住民の方々は避難所へ避難をしていただくということとなっております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 今の答弁で、自主防災組織等という文言が入っておりますが、今、斑鳩町で自主防災組織がなっているのは目安地区自治会のほうだけだとは思いますが。

これは最近出てきたもので、今までからの町のあれにはなかったもので、この自主防災組織というのは避難誘導を行うべき組織なのかどうか、そこら辺はまた別の機会にお尋ねした

いとは思いますが。

それでは、避難指示のマニュアルはどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 避難指示のマニュアルということでございますけれども、避難指示が発令されましたら、速やかに安全な場所に避難していただくということになりますけれども、まずはその際に注意すべきことといたしましては、1つとしては電気・ガスなどの元栓は必ず切っていただく、2としてはヘルメットや防災頭巾などをかぶって、長袖、長ズボンに運動靴で避難をしていただく、3としては非常持ち出し品など、荷物はリュックサックに入れて背負って避難をしていただく、4つとしては家族そろって行動をしていただく、5つとしては崖下、川べりなど、危険なところは避けていただいて、よく知っている安全な道を選んでいただく、6つとしてはマンホールや側溝などの危険箇所を確認しながら歩いていただく、7つとしては水が腰まであるときは高いところで救助を待っていただく、8つとしては子ども、障害者、高齢者、病人の安全確保に注意していただくということなどが挙げられます。

避難指示、避難勧告が発令された場合の住民向けのマニュアルといたしましては、平成21年に作成をいたしました斑鳩町洪水ハザードマップや、平成22年に作成いたしました斑鳩町地震ハザードマップ等におきまして避難の心得やとるべき行動などを記載しております。住民の方々へは、これらのハザードマップを配付をいたしておりますので、周知を図らせていただいているところでございます。

また、本年6月広報いかるがにも掲載させていただいておりますが、随時、避難時の対応について広報に掲載をいたしまして、周知を図っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） はい、わかりました。

電気・ガスなどの元栓を切るとか、ヘルメット、防災頭巾、マンホールなど側溝の危険箇所を確認しながらとか、こういう今述べられた行動を非常時に冷静にとることは難しいのではないかと思います。住民の皆さんがスムーズな行動をとれるように、例えば富雄川、大和川に隣接する自治会等で避難訓練をすることも1つの、避難時にスムーズに行動できる要素ではないかと思っております。

その次に、避難勧告、避難指示が発せられたとき、対象住民を誘導する町職員等の研修について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、町の新規の採用職員に対しましては、職員用の災害時の初動マニュアルを配付をいたしまして危機管理の研修を行っておりまして、また、土のう研修等を通じまして災害時の対応について確認を行っております。

また、他の職員に対しましては、災害時における事務分掌等を定めております斑鳩町地域防災計画を各所属に配付いたしておりますので、災害時の行動等について、その都度、確認を行っているところでございます。

また、今現在、地域防災計画の見直しをやっておりますので、その中で、会議あるいは浸水対策会議も行っておりますので、そういったことを通じて危機管理に関する内部協議を行いながら災害時の対応について確認を行っているところでもございます。

実際に避難勧告や避難指示を発令した場合の対応といたしましては、住民の方々に対して伝達する内容を記載した伝達文をあらかじめ用意しておくなど、避難が必要となった場合に町職員が迅速に、かつ、的確に行動できるような体制づくりにも努めておるところでございます。

次に、住民避難時の対応についてでございますけれども、緊急時に備えまして住民の方々に対しては広報紙等を通じて日ごろから非常持ち出し品に関する確認、あるいは避難するときに注意すべきことをお願いをしておりますけれども、避難が必要となった場合には直ちに避難ができるよう周知をしているところでございます。また、実際に避難準備情報が発令された場合には、避難の準備として必要最低限の身の回り品を準備をしていただき、そして避難勧告あるいは避難指示が出た場合には、それらを持って直ちに避難を行っていただくこととなりますので、町職員等が避難誘導を行う時点においては何よりも直ちに避難していただくように住民を誘導していくということとなります。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ただいまの一連の答弁で、河川の溢水による避難に関しては準備は整えられているように思いますが、災害というのはいつ何時どのように起こるかわかりません。深夜、ゲリラ豪雨により短時間で溢水することも想定されます。そのようなとき、対象住民も誘導する側も平静で行動できるのかという、不安は残っております。

先ほども言いましたように、机上だけでなく、一度、対象住民と誘導する側とが合同で訓練という疑似体験を経験してもらい、そして、それを通じて反省すべきところがあれば次に生かしていただく、そのようなことが大切であろうかと思います。

ぜひとも、そのことをやっていただくよう、ご提言申し上げたいと思います。

それでは次の質問ですが、一般論として農地転用により申請地が接している町道より低い場合は、大抵はのり部分を埋めて道路と同じ高さになるように盛り土されることと思いますが、その、のり部分が官地であった場合、その盛り土されたのり部分の管理はどのようにされますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました、盛り土されましたのり部分の管理ということでございます。

これにつきましては、この、のりがどこの所在になるかということがまず問題になってこようかと思えます。その管理者の、例えば河川ののりであれば、そののり部分は当然、河川のほうで占用なりされて、そこを事業者さんが盛り土されるということになります。この部分は、当然、その底地は河川の底地となりますので、河川のほうでどういった管理をするかといったことが指示をされていく。

隣接します町道が隣接するというところでございますけれども、その町道の区域については当然、町が管理をするわけですが、今申しましたように町道以外の部分につきましては、その土地の所有者のほうの指示に従って管理を進めていくと、こういうことになってこようかと思えます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 基本的に何か事業を起こそうと思っていると、道路に接していないと多分事業は起こせないと。町道であれ、県道であれ、国道であれ、基本的には道路に接しているということが一番のことだとは思っています。

今、河川の堤防云々と言われましたけれども、河川の堤防について、占用なりをとって町道に接するということはあり得ると思えますね。

はい、わかりました。

それでは、今度は、これ、名前言うてええかどうか、サントル二番館、法隆寺駅の東側、踏切から南へ行ったところのサントル二番館という建物があって、その西側が三代川、その西側が町道、その西側の土地ですね。現在は盛り土されて、町道と同じ高さになっていますけれども、その土地と町道というんですか、町道でないかもしれませんが、官民境界というのはどこら辺になるんですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。



○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただいております場所につきましては、ご指摘のように三代川の元々のりがあった部分が埋められて道路とよく似た高さまで盛り土をされておりまして。

今、ご質問の官民境界でございますけれども、もともと、一定の範囲ではないんですが、のり、昔、のりがありましたその中ほどが官民境界ということで明示をされているということを確認しております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 中ほどになるんですかね。町道のアスファルト部分から、約、西側へ1mほど西へ寄ったところが官民境界、図面上スケールアップでね、大体それぐらいが官民境界になってこようかと思うんです。

民地については、私、何も言いませんけれども、盛り土されて町道のアスファルトの西側から官民境界まで、ただ盛り土状態だけのままなんですけれども、その部分、盛り土状態のまま、これは町道には入らないんですか。もしくは、入るとすれば復旧方法はどのようにされるんですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました範囲でございますけれども、町道の舗装部分から約1mぐらいの範囲ということのご質問でございますが、今現在、町道はアスファルトをしている範囲、これを町道として町が管理をしている範囲という認識をしておりますので、ご質問の範囲につきましては、町の管理範囲で、現在のところは町の管理範囲ではないというところでございます。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） アスファルトを敷いている部分が町道であって、それから西側は堤防敷であるから町道の管理区域外やという答弁だったと思いますけれども、先ほど、第1番目の質問で、何か事業を起こす場合に公道に接していなければ起こせないのではないかと。あそこの農地転用は青空駐車場、車が出入りする部分ですね。町道からその申請地に入るのに、堤防部分は他人地であるから通られないということになってきますね、今の談でいくと。

農地転用のときに、河川占用をしなさいとか、各課協議の中でそういうことをされたんですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご質問いただいておりますように、町道以外の部分、今ご指

摘のところは河川の範囲になるかと思いますが、農地転用の段階では、河川に対する協議をしなさいといった指示は、今現在のところ出しておりません。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 出していないってね。結局、今おっしゃったでしょう。あの部分は町道ではないんやと。そしたら、その転用をするのに、町道からその約1mの間、それ、堤防であれば河川の占用をせいとか、それを指示するのが当たり前でしょう。各課協議の中では一切その文言は入ってないですよ。

ただし、今は、私はその農転が正当かどうか、そういうことではないんです。要は、その河川部分とおっしゃる部分が盛り土だけの状態であって、あれは誰が見たって、今、部長はアスファルトまでが町道やおっしゃるけども、一般の者が見たら、今、盛り土部分も町道であると、もう一体になってるんやから、考えるのが当たり前ですわね。そやから、農転のときにも、そのような考えで河川占用しなさいとか、そういうことを指導せんとやらはったわけでしょう。基本はそうだと思うんですわ。

私が言いたいのは、あの道、狭隘な道路です。車、対向できません。盛り土までは。朝晩、小学生数十人、あそこを通ります。登校・下校。中学生で二、三十人、あそこを通ります。今まではアスファルト部分しか走られないから、小学生なりが通ったら、運転者が、向こうから車が来たら待っていてくれた。こちらからも、向こうから来たら待っている。そのような状態で子どもたちが登下校していたわけですね。ただし、盛り土によって、見た目道が広がった。そしたら、運転者は待つことなしに対向するようになったんですね。道が広がってるから小学生はその土部分を通って登下校してるんです。

そしたら、道でない、町道でないなら、そこら辺は、ここは町道でないから通ったらあきませんかとか、そんなことを言えるわけありませんよね。雨が降ったりしたときに土の部分はドロドロになります。車は、自分の車が汚れるのはいらんからアスファルトのほうを対向していきます。子どもたちはドロドロの中を歩いているんですよ。

安心と安全と、よう町長おっしゃいますけども、そこら辺ね、どうですやろ。町道でない、河川区域でもよろしいやんか。町で、簡易でもええさかいに舗装するということとはできないんですか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきましたように、多くの子どもたちがあの場所を通学の段階で利用されてきているということは、一定、認識をさせていただいて

いるところでございます。

ご指摘のように、舗装がされておりませんので、表面が水にぬれてドロドロであるといった状況には確かになろうかと思えます。

今、多くの子どもたちが通ってきておられる状況もございますので、今、ご指摘のように子どもたちの安全・安心を守るという意味からも、こういった対処ができていくのかは、当然、考えていく必要があるのかというふうな認識はしております。

ただ、今現在、先ほど申しましたように、斑鳩町があそこを舗装するためには、あの範囲が町道ということで管理するということのまず位置付けが必要となってきますので、河川の範囲の中であの部分を町として管理をしますという、例えば占用申請であったり、そういうことを河川管理者に行いました上で、町が管理の中で舗装をしていくといった手順になっていくのではないかと思います。

そういったことを含めまして、やっぱりご指摘のように子どもさんの安全な通学というのを確保できていくように検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 検討していただくということなんですけれども、早急にアスファルトを敷いてもらって、子どもたちが雨の日でも安心して歩けるような形をとっていただきたいと思えます。

東小学校の南側に門をつけていただきまして、南から東小学校に通う子はその門を通過して出入りできるようになって安心が1つふえた、私は思っております。ただし、雨の日はその門は開かれません。なぜか。運動場がその子どもたちの足跡によって乱れるということで開かれない。それはそれで学校側の方針として仕方ないのかなと思えますけれども、子どもたちが泥の中を歩いて登校・下校できるような状態だけはやめていただきたい。それだけはお願しておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問を始めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

まず初めに、町営住宅の現状についてであります。

よく住民の方々から、町営住宅について教えてほしいとお聞きすることがあるのですが、町の認識として、住民からのいろいろな要望にこたえることができていると考えておられるかをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町営住宅の住民さんへのニーズにこたえることができているのかというご質問でございます。

公営住宅につきましては、低賃借料で健康で文化的な住環境を提供するという理念に基づきまして、そのニーズに適した住宅を供給することを目的として整備を行ってまいりました。

現在の町営住宅の状況につきましては、管理戸数が長田団地で48戸、目安団地で21戸、追手団地で18戸、高塚団地で1戸、興留東団地で15戸、正隆寺団地で4戸の合計6団地で107となっております。

そのうち、老朽化により撤去されても入居募集をしない住宅が高塚団地、興留東団地、正隆寺団地で合計20戸となっている状況でございます。

入居可能な住宅につきましては、退去をされ空き部屋になりましたら、できるだけ速やかに入居募集をしているところでございます。

平成12年度、当時は抽せん倍率が約10倍になるという状況でございましたですけれども、最近、5年間を見ますと、平均抽せん倍率が約2.5倍と低くなってきている推移を示してございます。

このように、社会情勢及び住宅事情の変化によりまして、町営住宅へのニーズも変化があるものと考えているところでございます。

なお、入居募集を行いますと、多くが先ほどの抽せん倍率と申しましたように抽せんとなって公開抽せんを行ってやっているとございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 最近の入居時の町抽せん倍率が以前に比べ約4分の1になっていることについて、町の捉え方も理解できますが、違う見方をすれば、町営住宅の魅力が薄れてきているのではないかと考えることができます。

今後とも、町営住宅の理念どおりの健康で文化的な住環境を提供していただけるように、強くお願いいたします。

では、町営住宅の家賃の滞納があった場合の対応についてをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 滞納があった場合ということでございますけれども、ご指摘のように町営住宅の家賃等につきましても滞納があるようなところもございます。

滞納者の方への対応につきましては、それぞれ個別に電話あるいは訪問によって納付の催促を行っているところでございまして、また、納付者の現状を勘案いたしまして分割による納付の履行などを約束していただくなどで少しでも滞納額が圧縮されますように努力をしているところでございます。

なお、滞納状況を見る中で、これまでにはなかなか納付をしていただけない、そういった方もございまして、その中で法的措置をとったといった事例もあるところが実態でございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） やっぱりそういうふうな状況でしたら、今後、いろいろな形で支払いの督促というのが行われると思うのですが、入居時の、家賃の滞納に至った理由を勘案していただき、やっぱり思いやりと厳しさの使い分けをしていただきたいと、よろしく願います。

次に、よく聞く質問として、入居中に収入がふえた場合、どのようになるのかをお伺いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 入居中に収入がふえた場合ということでございますけれども、この町営住宅の入居に関しましては、要件の中でまず家賃の決定等が当然行われているわけですが、毎年1回、収入の申告をしていただきまして、それに基づいて家賃の決定をまいります。

その中で、当然収入の変化に基づいて家賃が変わった、あるいは収入超過ということで余りにも高くなりますと町営住宅へ入居をしていただくことができなくなる、こういったことがある可能性もございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答えから、毎年度の収入申告において高額所得者と認定された入居者に対し、明け渡し請求をすることになっているとのことですが、入居中に、入居者に納得が得られるまできっちりとした説明をして行っていただきたいというように願います。

では、町営住宅の町の施策として、今後、建てかえや増設についての方針をお聞きします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後の町営住宅の建てかえ等の考え方のご質問でございます。

町営住宅の施策につきましては、近年の社会情勢や住宅事情の変化もございます。

先ほど答弁をさせていただきましたように、応募状況も抽せん倍率も2.5倍ということになってございます。

このように、町営住宅へのニーズの変化も見られるところでございまして、また、厳しい財政状況もございます。そういった状況の中で、現時点では建てかえ、あるいは増設といったことについてはなかなか難しいということで考えているところでございます。

このような状況でありますので、町営住宅といたしましては、長田団地、追手団地、目安団地など、比較的新しい住宅も建築からおよそ20年近く経過をいたしてございまして、内部、設備などの老朽化が進んでいるのが実態でございます。毎年、給湯器や換気扇などの修繕も行っておりますけれども、今後、長期にわたって健康で文化的な住環境を提供するために、これまでのような事後的な修繕ではなく、年数経過とともに修繕等の経費が膨大になりますので、町営住宅の長寿命化計画を策定いたしまして、これらの住宅の建物あるいは設備機器の修理、更新を計画的に進めていくこととしております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今のお答え以外にも、入居者が入れかわった時点、そういうようなときにやっぱり新しく入居される方が気持ちよく暮らせるように、室内の畳、壁紙等、古くなっていれば新しいものに交換していただくような配慮をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

新学習要領の対応についてであります。

まず初めに、斑鳩町の教育の考え方として、ゆとり教育から改定された新学習指導要領について、基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ゆとり教育についてのご質問でございます。

このゆとり教育という言葉は、平成14年実施の学習指導要領が提唱してございました生きる力を育成するためのゆとりある教育活動ということに対する一般的な呼ばれ方でございます。

そのゆとり教育は、基礎的・基本的内容の確実な定着と、みずから学び、みずから考える主体的な学習態度を育成することに重点を置いております。そのために、一人ひとりの学び

の過程を大切に见守り、学んだ知識が生きて働く力となるよう体験活動を尊重していくということでございます。また、一部、マスコミ報道等で学力や体力の低下を招いたなどの批判はありますものの、この生きる力を育成するという方向性は今後も引き続き提唱していくべきものであるというふうに考えております。

次に、新学習指導要領についての考え方でございますが、新学習指導要領は、小学校では平成23年4月、中学校では平成24年4月から全面実施となっております。

新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、生きる力という理念の共有、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力、判断力、表現等の育成、確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、または学習意欲の向上や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を挙げております。

これからの教育は、ゆとりでも詰め込みでもないと考えております。次世代を担う子どもたちがこれからの社会において必要となる生きる力、言い換えると生き抜く力を身につけてほしい、そのような思いで当町の教育を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 私もこれからの教育は、ゆとりでも詰め込みでもないと思います。

これからの人生において大切な感謝する心や思いやりの心を身につける教育を目指していただけるように願います。

では、具体的に斑鳩町の小学校、中学校、それぞれの教育内容について、ゆとり教育のときにはなかった教育施策をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町の教育について具体的にどういうふうに変わっていくのかというご質問でございます。

新学習指導要領によりまして、小学校におきましては国語、社会、算数、理科、体育の科目におきまして授業時数が10%程度増加をしております。また、中学校におきましては、国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育の科目で授業時数が10%程度増加しております。

教育内容の主な改善事項でございますが、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動及び外国語教育の充実を図ることとなっております。特に小学校では、主なものとして道徳教育で、規範意識の醸成、5年、6年生から語学活動の導入が新たに加わっているところでございます。また、中学校におきましては、武道、ダンスを必修化する

ことなどの内容等、新たにつけ加えられたということでございます。さらに、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実することが必要であることから、総合的な学習の時間の授業時数が縮減されまして、国語や理科等の時数の増加を図っております。

このような改訂を踏まえまして、基礎、基本を着実に身につけ、いかに社会が変化しようとみずから課題を見つけ主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むため、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな学習指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 斑鳩らしい伝統や文化に、教育や特に国語、理科の時間をふやされていることは、今の回答からわかりました。

私の娘が小学校低学年だったとき、当時、アナログの時計の読み方を家庭で教わってきてほしいと、こういうような話があり、私もちょっと驚いたような格好でした。小学校で教えてもらわれへんのか、いや、先生がもう家で教わってもらってほしいというような、これはゆとり教育というのはいかがなものかなど。ちょっと極端なケースだと思うんですが、事実そういうことも、もう大分と前でしたがありましたので、そのあたりひとつよろしくお願ひします。

次の質問として、不登校の問題について、教育委員会としてどのように対応されているのかをお伺いする予定でしたが、昨日、同僚議員が同じ質問をされましたので割愛させていただきます。

それでは最後に、斑鳩町の教育の目指す姿をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町の教育の目指す姿についてのご質問でございます。

ご承知のように、斑鳩町の教育は、その教育スローガンとして「育てよう和の心」というものを掲げております。法隆寺に代表されます仏教建造物とともに、およそ1,400年間にわたり地域に根つき涵養されてまいりました和の精神を、誇りを持って継承していこうとする子どもたちの育成を図ることを最も大きな教育の柱にしているところでございます。

また、平成17年度から実施をしております小中連携教育の中でも、この理念は深く組み込まれ、小中学校の壁を乗り越えて道德教育の充実と郷土斑鳩を誇りに思い、手をつなぎあう仲間づくりに力を注いでいるところでございます。

学力及び体力の向上施策につきましては、常に県教育委員会と密接な連携を図りながら、



国語力向上研究指定でありますとか、家庭と学校共同プロジェクト及び体力向上推進研究教育等々、国及び県の研究指定でありますとか、調査研究に積極的に参画をいたしまして、成果を上げているところでございます。

なお、小学校におきましては、学力で3教科とも全国平均に肩を並べる位置でございますが、まだ、県平均を超すまでには至っておりません。奈良県の学力については、全国平均をかなり上回っている状況でございますが、その全県平均についてはまだ超すまで至っておりません。しかし、奈良県の子どもの課題とされてます学習意欲についてでございますけれども、読書を好み、学習意欲等については、斑鳩町の子どもは各教科全般にわたって優れているといった状況でございます。中学校におきましては、その学力につきましては、全国の上位を占める奈良県の各教科の平均をさらに上回るという結果も出てございます。

しかし、小中学校とも、先ほど質問者がおっしゃいました挨拶ができていないといったことや、いじめ問題に対する意識がまだ低い、あるいは教科の指導法、道徳教育、児童生徒とのコミュニケーションづくりなど、学校や教員にはまだまだ改善すべき点があるというふうに考えておりますので、今後も引き続き新学習指導要領の堅実かつ完全な実施に向けて啓発あるいは点検、指導を細やかに行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 斑鳩の学校に行ってもよかったですと、子どもたちが大人になって思い続けられるように、学力、道徳とをバランスよく身につけられるような真の教育の充実を目指していただくこと強く願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時48分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、消防の広域化についてということですが、この問題につきましては、この

間も何度か一般質問に取り上げ、問題点を指摘してきました。

さらに、この6月議会では、議案として上程される予定があり、さらに今後、全員協議会での学習会や総務常任委員会での議論が予定されていくことになるかと思えます。

私は、この問題というのは、住民にとって身近で非常に大きな問題であることから、住民の生命、財産を守る消防行政のあり方についてどう考えていくべきか、私が考えている点について問題提起をさせていただき、議論を深めていきたいと考え、一般質問で取り上げさせていただきました。

今回、いよいよ消防広域化組合の規約の議決が迫られるという状況の中、一通の投書が届きました。

いろいろお聞きしますと、斑鳩町だけでなく、近隣議会の議員の皆さんにも同じ文章が届いているとのことですが、ぜひ、理事者の皆さんも含め、紹介をしたいと思いますので、読み上げさせていただきます。

「消防広域化について、反対意見。消防は、市町村の財産です。これまで30年あまり、7町で育ててこられた西和消防は、装備、人員、設備に不備はないはずなのに、なぜ合併なのでしょう。合併で分担金が減るのでしょうか。デジタル化を安く済ませるための合併では、将来的に町民に莫大な負担を負わせることになってしまいますよ。町民にきちっと説明もせず、住民投票も行わず、少数の人が決めていいことではないはずと思いませんか。常備消防を持たない吉野地区を含む今回の合併は、国や県にとって都合のいい話でしょう。一時金的な補助金を出すだけで、以後の維持は市町村の負担にできるからです。吉野地区は人口は少ないが面積は莫大です。今の人員ですべてをカバーして負担が減りますなんて話はあり得ません。会議録を読んでいると具体的なお金の話は後にして、とりあえず合併してしまおうと感じます。関西広域連合に参加しない知事が、全国的に見ても合併話が進んでいない事案に一生懸命な姿に違和感さえ覚えます。私が調べたところ、奈良県内のほとんどの消防本部のトップである消防庁は県警OBの天下りです。しかも、何十年も続く伝統状態なのです。県の顔色しか見ない消防長たちが、奈良県は一本部と決めたことは、言いかえれば知事が決めたことかもしれません。大事なことを決める段階にきているのに、各市町村の担当者に十分な説明もしていないのではないかと。知事はデメリットを議論させる時間を与えず、ゴリ押ししてしまおうとの姿に見えて仕方ない。消防士を育てるのはお金がかかります。常備消防を持たない地区を合併に入れて負担させられるよりも、対等に合併できる3つから4つの本部での合併を目指すべきと考えます。議会で承認してしまう前に、もう一度考えてください。デジタ

ル化を進めた時点で後戻りはできなくなりますよ。この先、まともな市町村は、奈良市や生駒市のように抜けていきますよ。西和地区が飛び地のような可能性は十分にあります。仮に合併したとして、大規模災害が発生した場合はどうでしょう。本部機能は橿原市が持つことになり、出向させている総務員や通信部門員を人口の多い橿原市に人員を配置されても仕方ないと割り切れますか。職員数で負担金を負っていく考え方のように、西和地区の負担は2番目から3番目になるでしょう。今より負担金が大きくなれば職員数を減らすのですか。どちらになっても住民には不利益でしかありません。取り返しのつかない状態にならないよう、今一度じっくり考えて判断されることをお願いいたします。」という内容です。

差出人こそありませんでしたが、私はこの文章で書かれている指摘内容については、かなりの得たものであると受けとめています。どなたかはわかりませんが、状況をよく知る方から見て、今回の消防広域化が非常に問題の多いものであるという点では、私も共感する部分があるということを、この文章の紹介とともに申し上げておきたいと思います。

それでは、1点目の質問ですが、他の消防組合、市町村の状況について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず初めに、現在の奈良県消防広域協議会の状況につきましてでございます。

昨日、6月6日に開催をされました第11回奈良県消防広域化協議会総会におきまして、奈良県広域消防組規約案及び奈良県広域消防組合設立に伴う協定書案について、37全ての市町村の実質合意が得られましたので、37市町村全てにおいて、この6月議会に奈良県広域消防組規約案を上程をされることとなりました。

次に、この規約案に係りますこれまでの新聞等によります報道についてでございますが、香芝・広陵消防組合では、去る5月31日に開催されました組合議会におきまして、この規約案を承認できないとする議決案を全会一致で可決されたとのことでございます。この決議案では、この規約案は広域化以降に課題を先送りする不確定な部分が多く、承認できない。人口推移による負担等が明確に示されず、広域化以降の負担割合が不明確である。現行の組合体制を強化するほうがきめ細かい行政サービスに適する。県消防広域化に参加する総合的なメリットが不明確であるとの理由によるものであると、公表をされております。

この、香芝・広陵消防組合議会の決議に法的な拘束力はないものの、当該組合、当該規約案について全会一致で承認できないとの決議がなされたとのことでございます。

また、去る4月25日に開催されました第10回消防広域化協議会総会におきまして、基本合意に至らなかった山添村につきましては、広域化後の経費負担について現行よりも負担が多くなるとの懸念があり、基本合意を留保されたものであります。

しかしながら、昨日、6月6日の第11回協議会総会におきまして、山添村も実質合意をされたという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 昨日行われました協議会のほうで、全て37の市町村の首長が承認をされたということですが、そこをちょっとお聞きしたいんですが、香芝・広陵の消防組合議会に、それぞれ香芝、広陵から組合の議員として議員さんが選出されているかと思いますが、その中に首長というのは入っているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） この、香芝・広陵消防組合の組合議会の中には、首長は入っておられません。市会議員あるいは町議会議員ということでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしますと、その中に首長さんが入っていたということであれば、きのう合意に至ったというのであれば、考え方をえはったのかなということになるんですが、首長は入っていないということであれば、今後、議会の議決に当たってどのようになってしまうのかなということで、しっかりと注視をしておかなければいけないというふうに思います。

そうした状況がある中で、基本的にはきのう37の市町村が合意をしましたが、しかし、今後の状況では、必ずしもそうならないということも予測されるというふうに思います。

そうした際に、2点目の質問になるんですが、この間、協議会のほうから広域化に向けてスケジュールが示されているかと思いますが、しかし、このスケジュールどおりに進まなかったという場合、法律との兼ね合いがどうなるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、この奈良県消防広域化のスケジュールでございますけれども、37市町村全てにおいて6月議会に規約案が上程される予定でございます。37全ての市町村において可決されれば、この8月には市町村長の調印、それから11月には新組合の設立総会が行われまして、12月には新組合設立というスケジュールで進められております。

このスケジュールどおり進まなかった場合の法との兼ね合いということのご質問でございますけれども、まず1つ目でございますけれども、消防無線のデジタル化の関係でございます。現在使用しておりますアナログ周波数の使用期限が、平成28年5月31日までと定められておりますので、デジタル周波数への移行が必要になるということでございます。

それから2つ目は、市町村の消防の広域化に関する基本指針でございますが、平成18年7月に災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化により行財政上のさまざまなスケールメリットを実現するため、消防組織法に基づき消防庁が定めたものでございます。

この基本指針の制定当初は、広域化の実現期限を平成25年の3月末までとされておりましたが、この平成25年3月末の広域化の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓を踏まえると広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要であるということから、広域化の実現の期限を平成30年の4月1日まで、5年間延長されたものでございます。

消防の広域化につきましては、これまでも総務省の消防庁が市町村に対してさまざまな財政的支援措置を示しておりましたが、広域化の実現期限の5年程度の延長に伴い、それらの財政措置についてもさらに拡充がなされております。

また、この奈良県消防広域化では、消防無線のデジタル化は広域化の推進と一体で取り組んできております。現在の状況としては実施設計が完了いたしまして、平成25年度から工事を開始することとしております。

このような状況であることから、広域消防組合格約案が否決されまして、広域化に参加しない市町村についても、消防無線のデジタル化の工事はこのまま進むことから、完成後は消防指令業務を広域消防組合に委託するという方法が考えられております。また、広域化に参加しない市町村には、デジタル無線整備にかかります奈良県の補助金は交付されないと、こういうこととされております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、デジタル化の期限のほうは25年の3月末ということと、広域化のほうについては、もともと25年の3月末でしたが、東日本大震災もあったということですが、実際には国が思うようにこの広域化は進んでいないということだと思っております、5年間延長されているということです。

それで、今、この奈良県下11消防本部で進められている広域化の中で、そのデジタル化について特に異論があるという話はあまりお聞きしません。私自身も、デジタル化については進めていく方向でいいのではないかというふうに思いますが、その際に必ずしも広域化と一緒に進めなければいけないのかというと、そこは非常に疑問がありますし、先ほど答弁の中で広域化に参加しない市町村にはデジタル無線整備にかかる奈良県の補助金が交付されないというふうにありましたが、私はこうした県の仕方というのは非常に疑問に思います。ただ、参加しない市町村に対して補助金が交付されないことはここでは議論しませんが、私たちもこの広域化の議論をしていく中で、いよいよ判断が迫られておりますが、しかし、広域化の期限というのは30年の4月1日までありますので、焦って必ず今結論を出す必要があるとは、出さなければいけないという状況ではないということもよく理解をしておくべきかなというふうに思います。

そうした中で、3点目の質問に移りますが、以前にも申し上げたんですが、今回の消防広域化というのは、住民の命にもかかわる重大な問題であるにもかかわらず、一向に住民に対する説明が行われてきていません。私はこのまま、住民に説明もしないまま広域化を進めるべきではないというふうに考えております。

そして、私自身、住民の皆さんがこの問題をどうとらえ、どう考えるか、こうした意見を聞いて結論を出したいというふうにも考えており、その点について、町はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ただいま質問者からおっしゃいましたように、質問者からは昨年9月議会におきましても同様の質問をお受けいたしております。

その中で、今後の奈良県広域化協議会での検討結果、あるいは動向を見ながら判断していきたいというお答えをさせていただいております。

ご質問を受けまして、奈良県広域化協議会事務局にも住民説明会等の開催の必要性について相談をさせていただいたところでございます。事務局におきましては、広域化についての住民周知としては、ホームページ等の広報は継続して行っているものの、消防の広域化は直接住民サービスに変化は生じないということなどから、住民説明会は開催はされておられません。また、広域化協議会を構成しております37市町村全てにおきましても、これまで住民説明会を開催された市町村はないと伺っております。

当町におきましては、広域化協議会の進捗に合わせて、その都度、必要に応じまして議会

に報告をさせていただいているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長が答弁の中で、直接住民サービスに変化は生じないというふうにおっしゃったんですが、今後、大きく体制が変わる中で、今、その辺の不安がいろいろな議員さんからも出されているのが現状だというふうに思います。

実際に、住民さんが手続的に119番をかけるだとかいうことについては変わらないのかもしませんが、私、この消防行政の体制を大きく変えようというのが、本当に今後の災害から住民の命と財産を守っていく身近なシステムが大きく変わろうとしているのに、それに対して住民の皆さんがどう考えるのか。さらに、住民の皆さんがやっぱりいろいろな意見を出していただいて判断をしていくべきことだというふうに思います。

以前に、市町村合併などが行われる際にも、きちっと住民投票なども行って、そうした決断をしてきましたが、今回、こうした重要な問題であるにもかかわらずあまりにも住民をないがしろにして協議が進んでいってしまうというふうに考えております。

そうした状況の中、これまで説明会は行ってこなかったということですが、今後についての考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 先ほども答弁させていただきましたように、この奈良県広域消防の状況につきましては、協議会の進捗状況に合わせて議会にもご報告をさせていただいております。また、現在進められております消防広域化につきましては、火災等の通報あるいは救急車の要請など、直接住民からの生活に支障あるいは障害が生じないことから、現在のところは住民説明会を開催する予定はしておりませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今後も予定をしていないという答弁ですが、私は、そうした進め方をするべきではないというふうに考えています。

先ほども確認させていただきましたように、広域化の期限というのは、まだ猶予があります。今、スケジュールで結論を出せというふうに迫られてますが、慌てて結論を出す必要はないですし、きちんと住民の皆さんに説明をして、住民の皆さんの意見を聞く中できちっと判断をしていくという、そうした私は大きな問題であるというふうに捉えておりますので、この点については町に対しても申し上げますし、さらに、広域化の事務局は県のほうで持つ

ておられますので、県のほうに対してもきちっと住民の皆さんに説明できる体制もつくって、説明も行う中で、住民的な議論を行って判断をしていくべきだと、そういう声を町のほうからも上げていただきたいというふうに思います。

また、今後予定されております全員協議会等で県の職員さんも来られますので、私もその中でいろいろと意見を申し上げていきたいというふうに思います。

それでは、4点目の質問ですが、平成33年にそれぞれの消防本部が完全に統合され、広域化されていきますが、現在進められている協議の中では、この平成33年完全統合以降の運営状況がどうなるのか、はっきりしたことが示されていません。完全統合後の体制として消防職員を削減するなどしてありますが、果たして本当にそれで消防力が維持できるのか、また、そんなことをする必要はあるのかということについても疑問を持っております。

町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 消防広域化後の体制につきましては、本部あるいは通信部門における機能を統一することによって消防力の強化として現場職員の増強を図るものとされております。

職員の配置につきましては、消防運営計画では平成25年4月1日現在の現行11消防本部、消防職員実数が1,289人でございますが、全体統合後の平成33年度には消防職員実数1,226人として、63人の削減を図るものとされております。

広域化後の消防本部の職員は、管轄人口が90万人程度の他府県の政令指定都市消防本部を参考に120人と試算されまして、通信員は本部職員同様、管轄人口90万人規模の指定センターの施設・設備を運用する場合、3交代で40人ということで、可能であると試算をされております。

これらの消防本部あるいは通信員160人を除いて、兼職職員の解消等による現場消防力の維持向上が可能な人数を各消防本部で試算した結果、63人の削減数とされております。

なお、西和消防におきましては、平成25年4月1日現在、職員総数が163人、そのうち総務・通信等本部部門の職員は42人、現場部門の職員は121人となっておりますが、平成33年の広域化全体統合後の配置職員では全体で155人で、8人の削減とはなっております。そのうち、広域消防本部に配置される職員は20名、現場の配置職員数は135人と試算されておりますので、結果、14人の現場職員の増員となるという試算をされておりますので、広域化によって災害時における初動体制あるいは増援体制の充実、あるいは現場



到着時間の短縮などのスケールメリットに加えまして、現場要員の増強及び職員数削減による経費節減効果も期待できるものとされております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、現場配置職員が統合後に121人から135人、14人増員されるというふうに試算が示されてますが、これは統合後に人員削減を進めていくというふうになっていますが、この135人というのは、数は維持されるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） この今の消防運営計画という中で、平成33年の西和消防組合の人数ということで試算されておりますので、当然、削減ということではなくて、退職をされる職員さんがおられますので、結果、こういう形になっていくという形でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、計画で示される削減した後にこの人数になっていくということで理解をしてよろしいんですね。はい。

こうしてシミュレーションは実際にされているんですが、ただ、今でも通信部門等で現場の職員さんも対応しなければいけないと、119番通報がふえてきているというような話もあって、通信部門の職員さんだけで通信部門が運営できているのか、そういった点についても必ずしもそうではないという声も聞いています。

さらに、通信部門と総合部門などを合理化していくということについては、一定、理解はできるんですが、ただ、そうして削減できる費用について、これは統合後にそうした通信部門、総合事務部門の合理化をして、そうして、まあ言葉は変かもしれませんが、浮いた職員さんを現場に配置すると。その時点で経費の負担というのは増に、理屈から言うとならないんじゃないかなというふうに思います。

ですので、今後、大規模災害に備えるというのであれば、わざわざ現場の職員さんをふやして、そこからさらに合理化、効率化を図っていくというよりも、しっかりと現場部門を充実していくという考え方を私は持つべきではないかなというふうに思っています。

そもそも、今回、この消防の広域化というのが、私はどうもその効率化というのが先に立ってしまって、消防力、地域の消防力をどう充実していくのかという点での視点がかなり弱いんじゃないかなというふうに思っています。ですので、そうした問題点についても、私は指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、33年以降の詳細について、具体的な数字が全く詰められていないという点。これ

は、広域化の協議会の中でも種々指摘をされておられるかと思えますし、王寺の担当職員さんなんかも協議会の場で西和消防の実態を挙げて、実際に県に対しても指摘をされてきたというふうに思いますが、具体的なシミュレーション、33年以降に西和消防の具体的な数字が示されていていない中で、協定書というのが案で示されてきていますが、大まかな方向性だけ決めて、とにかく広域化してから細かいところは詰めていこうというそんな状態で私は規約を議決するのは時期尚早だというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 今、質問者もおっしゃいましたように、平成33年度の広域化後の詳細につきまして、その詳細が示されていないということでございますけれども、今後、広域化の設立準備室において、広域化後の条件整備について進められるということとなっております。

なお、全体統合後の経費負担あるいは西和消防組合としての懸案事項として、第10回の広域化協議会総会で提案されております消防署の管轄及びその活動区域につきましては、協定書において37市町村の合意を得ることとされております。また、当該協定書において全体統合後の経費負担については、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する、また、広域化後の経費の負担は、広域化を行わず現行体制を維持した場合に比べ増加が生じることのないようするものとするというふうに定められております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 確かに、文言的にはそういうふうに示されているんですが、実際の運営上、例えば西和消防から管轄外の地域に出動するという場合の経費負担なんかが示されていないということも、この間、協議会が開かれる中で指摘をされてきています。

例えば、斑鳩町の、西和消防の場合でいいますと、郡山方面に向かって出ていくのに、今、この間、郡山のほうで分署が2つ廃止になってきていると。消防力にやっぱり差があるというふうに、差が出てきているというふうに思うんです。それを合併前に、じゃあ、郡山の消防力をどうしていくのかという議論を、合併してから考えていこうというふうに示されているのが今の協定書なんだというふうに思います。

そして、合併してから負担はふえませんかというふうにもされていますので、じゃあ、郡山のほうでは消防力を充実しないまま合併して、西和消防のほうから出動する回数等がふえていくことにつながるんじゃないかというふうにも思いますし、なおかつ、昨日の調印は37の市町村の首長さんが合意をしましたが、しかし、香芝・広陵がこれ抜けるというふうに

なってきたときに、西和消防というのはぼつんと浮いてしまうような形になってくると思うんです。合併のスケールメリットとして示されてきた、お互い連携をとって近いところの消防署から火災など災害の現場に出動すると、その時間が短縮されますよというふうに示されており、西和消防については西和消防でメリットがあるというふうになると、香芝・広陵のほうから来ていただけということがメリットとして挙げられていましたが、そのメリットがなくなってしまうと。逆にデメリットのほうだけが残ってしまうというような結果にもなり兼ねないんじゃないかなということは、非常に危惧しております。

こうした細かい点については、本日まあ時間もありますし、後の全員協議会等で県の職員さんにもきちっとお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、こうした問題点が残ったまま議決をしていくということについて、私は強く疑問を感じております。

そして、今後の、33年以降に消防施設や整備などの再編は行いませんと、今持っている施設や機器の削減等、消防力の低下にならないようにしていきますよと、これも協定書の中で約束事として書かれてはいるんですが、これについてもいわば細かいところまでほんまに担保ができるのかという点については、例えば33年以降の新しくできる広域の消防組合議会の中で再編をしますというふうに議決をされてしまえば、それまで交わしていた約束というのは全てご破算になってしまうと、そういう危険性も私はあるんじゃないかなというふうに思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、新組合の設立後は、新組合の費用負担、組織等に関する重要事項については新組合議会において審議をされるということとなります。新組合の議員数は25人ということで、うち、西和消防から4人の議員を選出するという事になっておりまして、質問者が心配されるような状況も考えることはできます。

ただ、このような状況も考えられることから、この奈良県広域消防組合の設立に伴いまして、規約に定める経費以外の経費の負担、あるいは全体統合後の経費負担、あるいは消防署の管轄及び活動区域、あるいは組合の職員の定数及び配置、組合の議会の組織、協定書の補完につきまして、規約案の議決に際しまして37市町村においてこの規約案のほか、別に奈良県広域消防組合の設立に伴います協定書を締結をいたしまして、その担保を図ることとされております。

なお、先ほども申し上げましたけれども、この協定書におきまして全体統合後の経費負担

については、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する、あるいは広域化後の経費の負担は、広域化を行わず現行体制を維持した場合に比べ増加が生じることのないようにするものとする、などが定められております。

また、この協定書において全体統合後の消防署の管轄及び活動区域については、組合設立前の消防署の管轄及び管轄区域を超えての出動については、一次出動する側の万全な救急体制の確保を初めとする消防力の低下を来さない体制を、平成28年度に通信指令業務が統合されるまでのできるだけ早い時期に組合市町村において定める。そして、その経費については、一次出動する側の持ち出しにならないように、人件費、施設整備費のその他必要な経費の負担のあり方を組合市町村において定めるということとされております。

また、組合の職員の定数及び配置につきましても、組合市町村及び現行消防本部間で十分協議の上、総会等で公正な過程を経て決定するものと協定をされております。

なお、この組合議会の組織ベース等についても、今後の状況を踏まえながら適宜見直しを行い、適正化を図ることとされております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これについては、先日、郡の議長会が開催された学習会の後に消防広域化の学習会の場を設けていただきましたが、そこで三郷の議員さんやったと思うんですけども、JAの合併の話を出され、合併前には支所の廃止は行わないというふうに言っていたにもかかわらず、合併後にどんどん支所がなくなっていくというそういう実態も示して、この消防広域化の、今、交わされようとしている協定書がほんまに実効性のあるものなのかどうかという点で疑問視をされておられました。

また、私は広域連合組合というもの自体が非常に難儀なものやなというふうに感じております。実際に後期高齢の広域連合が立ち上げられもう何年もたちますが、そこでいったいどんな議論がされているのかわからないし、こちらから声を上げようと思っても全く直接的には声を上げることができないという中で、本当にその中で何が起きているのか、十分な審査ができない状態がつくられてしまうと。そして、そこに国や県から提案されてきたことについて、例えば今申しあげました再編計画なんかでも、ぽんと出されて全会一致などで通ってしまえば、それぞれの市町村はどうすることもできないというような運営が行われていくのではないかという危惧も持っております。

ですので、私は、以前の合併のときの法定協議会のように、せめて細かい数字を出して、具体的にどうなるというビジョンも住民に示した上できちっと判断をしていくべきだ。その

ためには、性急に議決をしていくべきではないというふうには考えております。

今後、全員協議会等も準備される予定になっておりますので、そこでも引き続き議論をしていきたいということを申し上げておいて、この質問については終わります。

それでは、2点目の質問ですが、2点目は町立保育所の運営について挙げさせていただいております。

近年、町立保育所への入所の申し込みが急激にふえている状況の中、できるだけ待機児は出さないようにと町のほうでも会議室や給食室を改築・増築して努力をさせていただいており、町のそうした姿勢は高く評価をさせていただいております。

そうした中でも、あわ保育園については、もうこれ以上受け入れをすることができない状態になってきており、また、たつた保育園も若干の空きはありますがほぼ定員いっぱいという状況です。

今後も保育所の入所希望者増加が見込まれる中、町立保育所の運営について町の考え方をお尋ねしたいと思い、質問に挙げさせていただいております。

では、1点目の申し込みや受け入れの実態についてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成25年度の保育所の入所の状況でございますけれども、まず、4月1日現在では438人の申し込みがございました。うち、323人が町立保育所に入所されております。また、108人が広域入所により近隣の市町村の保育所に入所をされている現状でございます。

町といたしましては、町立保育所への入所を希望される児童を一人でも多く受け入れることができるよう、保育士の追加募集を行いながら対応をさせていただきましたけれども、入所申し込みは随時受け付けておりますところから、まず、4月1日現在では7人の方に保育所の入所をお待ちいただく状況となったところでございます。

なお、うち3人につきましては、たつた保育園での受け入れは可能ではあるものの、あわ保育園のみを希望されておりますことから、町立保育所としての待機児童は4人ということになるものでございます。

その後、退園などがありまして、それに伴い2人の児童の入所の決定を出しましたが、新規の申し込みもありましたことから、6月3日現在では6人の方に保育所の入所をお待ちいただいている状況となっております。

なお、町立保育所としての待機児童は引き続き4人ということでございます。

保育所の申し込み人数につきましては、平成24年度が430人、平成25年度が438人ということになっておりますので、申し込みや受け入れの状況については今後も引き続き、なお厳しい状況が続くのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 担当課のほうでもお聞きしますと、広域入所の数も年々ふえてきているということですので、本来であれば町立保育所に入所を希望されている方で申し込みが殺到していることから、やむなく広域の保育所に入所されている方もおられると、実際におられるというふうにお聞きをしておりますので、ほんとに町立保育所の需要が高くなってきているなというふうにも実感をしています。

次に、2点目の子ども子育て新システムの動向とその対応についてですが、この間、斑鳩町は、子育て施策に力を入れてきており、斑鳩町で子育てしたいと子育て世代の若者が斑鳩町へ転入されるケースもふえ、うれしい悲鳴ではありますが、今後の対応が求められるところでもあります。

そして、今後の保育所運営を考えるに当たっては、国が新たに子ども子育て新システムという形で方向性を打ち出してきており、町としてもその動向を見ながら対応せざるを得ないという状況になっているかと思えます。

しかし、この間、国は法律を変えて新たな制度をつくってもその詳細がなかなか市町村におりてこないことが多く、担当課のほうでも苦労されているというふうにも思いますが、その後、この子ども子育て新システムの詳細について新たな情報は入っているのか、また、町としてはどのように対応していこうと考えておられるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 平成24年の8月に子ども子育て関連三法が成立いたしまして、国のほうでは、現段階では平成27年度から新しい子ども子育て支援制度のスタートを目指されているというところでございます。

新制度に向けまして市町村におきましては、地域における保育所や幼稚園の需要を初め、子ども子育てに係ります需要の見込みや、その見込み量の確保のための方策等を内容といたします子ども子育て支援事業計画を策定することとなっております、その準備段階といたしまして、今年度は計画策定に向けたニーズ調査の実施を予定しているところでございます。

国におきましては、平成25年度から子ども子育て会議というものを設置いたしまして、4月26日にはその第1回の会議が開催されております。その会議の中で議論されました市

町村子ども子育て支援事業計画の策定に向けた調査表、アンケートですね、調査表のイメージ、たたき台について情報提供がなされているところでした。

しかしながら、まだ確定されたものではなく、今後も国のこの会議で議論が行われる予定と聞いております。

5月31日に第2回のこの会議が開催されたという情報は持っておりまして、町といたしましても、その内容を含め、その動向に注視をしているところでございます。

現在、国から提示されていますスケジュールでは、平成25年の夏を目途に国が基本指針案、それからニーズ調査表の案、さらに計画作成の手引きなどが提示される予定と聞いておりますことから、提示後、適切な時期に国から示されます参考例などを踏まえまして、具体的な調査内容を検討し、ニーズ調査をとり行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、平成26年1月から3月には教育・保育、また、地域子ども子育て支援事業の量の見込みを検討して、奈良県に報告する予定であるということも聞いておりまして、平成26年度に子ども子育て支援事業計画を策定してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も4月にこの子ども子育て新システムのパンフレットができたということで見せていただいたんですが、このシステムというのは、非常に斑鳩町にはなじまない部分が多い制度だなというふうに感じています。

例えば、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援しますということで、子どもが減っていくことを前提に、特に民間の保育所などへの支援を行っていくことをこの制度の中心となっていますが、全国的な傾向はそうなのかもしれませんが、斑鳩町では逆に子どもはふえてきているというふうに思っておりますし、また、町内に民間保育所は今のところありません。

こうした、新制度とあまりかみ合わない部分で、町としても苦労される面は多いかというふうに思いますが、新制度で活用できる面などについては十分に活用し、より子育て支援の取り組みを充実させていっていただきたいというふうに思います。

また、今後、ニーズ調査をされる中で、事業の量の見込みを検討するというふうに答弁をいただきましたが、もちろん量の見込みも必要ですが、保護者がどんな働き方をされており、どういった質の保育を求めているかなどについても、できるだけアンケート調査でつかんでいただけるようお願いしたいと思います。

また、たった保育園では、まだ少し受け入れに余裕があるにもかかわらず、あわ保育園に入所を希望し待っておられる方がいるということなどから、やはり通勤に便利なところで保育所を希望される傾向があるというふうにも思いますので、そうした傾向などもぜひつかんでいただき、今後の計画策定に反映していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目の今後の受け入れ体制についてですが、先ほど申し上げましたように、町のほうでも最大限努力をしていただいておりますが、あわ保育園ではこれ以上、施設的にも受け入れできない状況となっており、また、保護者からは、あわ保育園で子どもたちがいっぱいになっている状況から、安全面や子どもの成長等について心配する声も聞かれています。

先日も、保護者会の総会で、園児数がふえ、特に白組、2歳児の一クラス当たりの人数が多く、4月生まれと3月生まれでは成長具合も全く違うので、クラスを分けてほしいという声が出されましたが、これ以上、あわ保育園を増築・改築していくという対応などは、もはやもう限界にきているというふうに思います。また、この間、町の努力によって子どもの出生率なども上がってきていますが、それ以上に保育園への入所希望がふえてきているという中で、今後の受け入れ体制を充実していくにはどうしていくべきなのか、この点について、町はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者もご承知いただいておりますように、あわ保育園ではできる限り待機児童が出ないように、平成23年度には会議室を保育室に改修いたしました。また、24年度には、あわ保育園の給食調理室を新設するとともに、以前の調理室につきまして保育室へ改修いたしまして、できる限り待機児童が出ないように、その解消に努めさせていただいたところでございます。

しかしながら、今年度もあわ保育園で6名の方が入園を待っておられるという現状でございます。

待機児童の解消におけますは、国におきましても保育所の設置認可について設置主体の制限をなくすなどの取り組みが進められているところでございまして、社会福祉法人や学校法人の誘致等による保育所、認定こども園の設置や、企業による保育所の設置など、多様な主体による保育所の設置等も視野に入れながらさまざまな角度から検討していく必要があると考えているところでございます。



町といたしましては、先ほども申し上げましたが、子ども子育て新制度に向けて、今年度、ニーズ調査を実施してまいります。また、地域における保育所、幼稚園の需要を初め、子ども子育てに係る需要の見込み、見込み量の確保のための方策を内容とする計画も策定していく中で、さまざまな方策について慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これから調査をして計画をつくっていくという中で、具体的な方向性というのはなかなか示しづらいのかなというふうに思いますが、やはりこれまで斑鳩町として待機児は出さないと、子育て支援に力を入れてきたと、そうした視点は崩さずにですね、ぜひ、そうした考え方をしっかり持って計画の策定に当たっていただきたいというふうに思います。

私自身もいろいろ保護者から声を聞きまして、計画の策定に向けて、また、いろいろ議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。

3点目の質問は、職員採用の考え方と臨時職員の待遇についてということで、お尋ねをしたいと思います。

職員採用については、これまでもちょこちょこお尋ねをしてきましたが、職員適正化計画以上に職員が減ってきており、昨年度も職員数が増となるように新職員を採用されたにもかかわらず、予想を上回る退職者が出たため、職員数をふやすことができなかったという状況がありました。

こうした状況のもと、減り過ぎた職員の数をふやしていくという見解を副町長のほうからも聞かせていただいておりますが、ふやすつもりで採用枠を広げたが実際にはふえなかったという状況について、どう改善をしていこうと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） ただいま質問者もおっしゃいましたように、正規職員の職員数につきましては、ピーク時でありました平成9年4月1日現在、263名でございましたけれども、本年4月1日現在は193名となりまして、70人減少いたしております。

この70人のうち、約7割が調理員や用務員等の現業職でございます。残りの約3割が事務職員等の非現業の職員となっております。これまで最小の経費で最大の効果を上げるとい

うことを目的に事務の効率化あるいは事務の民間委託等の行政改革に取り組んだ結果によるものが大きいものと考えております。

本年度の職員採用では、新規採用職員を上回る想定しない退職者があったために職員数の減が生じたところでございます。これまでも職員採用につきましては、退職者補充を基本として採用しておりますが、予想外の早期退職あるいは採用内定者の辞退などによりまして職員数が減少したものでございます。

なお、質問者もご承知のとおり、当町におきましては子育て、福祉、健康、教育、環境などの各種サービスにおいて、県内他市町村と比較いたしましても劣っているとは全く考えておりませんし、また、職員の資質につきましても私といたしましてはレベルの高い職員が多く、業務に対しても一生懸命頑張っているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も職員さんが一生懸命頑張っているというふうに思いますし、他市町村に比べてもそのサービスが劣っているというふうには全く考えておりません。

私が聞きたかったのは、ふやそうと思って採っても減ってきている現状に対して、何か今年度で具体的な改善策を考えておられるのか、この点についてお尋ねをしたかったのですが、もう時間もありませんので、簡潔にお答えいただけますか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 当然、退職者を見込んだ中で採用試験を実施して、そして、その退職した数に見合う職員を採用していくという考え方についてはこれまでどおりやっておりますし、これからもそういう形でやってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 基本的な考え方については理解をしています。それでもやっぱり減ってきているという現状をしっかりと鑑みて、新たな改善策についても研究をしていただきたいというふうにお問い合わせをしておきます。

そしたら最後の質問ですが、臨時職員さんの待遇についてお尋ねをします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） まず、臨時職員の処遇でございますけれども、本年度の一般職の臨時職員の賃金、時給が810円、日給が6,480円となっております。

一方、正規職員の給料でございますが、臨時職員の賃金を算定する際に参考とする高校を

卒業した職員の初任給は14万100円でございます。この臨時職員の賃金と正規職員の給料を1年間の支給総額で比較いたしますと、一般事務職の臨時職員は約170万円、高校卒業程度の正規職員では、期末勤勉手当も含めまして約224万円となりまして、約54万円の差が生じております。

また、短大卒業程度の臨時保育士等では、勤勉手当を含めまして約224万円、これに対して採用年度の短大卒業程度の正規職員では期末勤勉手当も含めまして約244万円となりまして、約20万円の差が生じております。

次に、正規職員と臨時職員の業務でございますが、正規職員は事業の企画、立案、運営、さらには執行、そして相談やクレーム対応等の業務全般にかかわるものであり、一方、臨時職員については、主に簡易な定型的な業務を担っていただいております、その職責を考慮いたしますと、正規職員と臨時職員の業務は異なるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 臨時職員さんがふえる中で、その占める職責のウエートも上がってきていますが、臨時職員さんについては以前カットされたボーナスも2.2か月のまま、時給については少し改善されましたが、そうした点について、優秀な人材をしっかりと確保していくと、住民サービスを維持するというこのためにも待遇の改善を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1. 議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、追加日程2. 議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、追加日程3. 議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、追加日程4. 議案第35号 平成25年（ノ）第6号 慰謝料等請求調停事件の和解について、追加日程5. 議案第36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてを日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、追加日程2. 議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協

議について、追加日程 3．議案第 3 4 号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、追加日程 4．議案第 3 5 号 平成 2 5 年（ノ）第 6 号慰謝料等請求調停事件の和解について、追加日程 5．議案第 3 6 号 平成 2 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）についてを日程に追加し、以上 5 議案を一括上程いたします。

まず初めに、追加日程 1．議案第 3 2 号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、追加日程 2．議案第 3 3 号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、追加日程 3．議案第 3 4 号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上 3 議案を会議規則第 3 7 条の規定に基づき一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号、議案第 3 3 号、議案第 3 4 号については、一括議題といたします。理事者の提案説明を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） それでは、本日、追加上程いたしました議案第 3 2 号から議案第 3 4 号につきまして、提案説明させていただきます。

まず、奈良県消防広域化につきましては、平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日に開催された第 9 回奈良県消防広域化協議会総会において、奈良県消防広域化運営計画が承認され、昨日の 6 月 6 日には、第 1 1 回奈良県消防広域化協議会総会が開催され、奈良県広域消防組規約案及び奈良県広域消防組合設立に伴う協定書案について、県内の 3 7 市町村が合意されました。

このことから、本日、この 3 議案を追加上程させていただくものでございます。

まず、議案第 3 2 号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議についてでございます。

県内の 3 7 市町村で消防事務を共同処理するため、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項の規定により構成市町村との奈良県広域消防組合を設立することについての協議について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 3 3 号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についてでございます。

新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、地方自治法第 2 8 8 条の規定による構成町との西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 3 4 号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてござい

ます。

新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、地方自治法第289条の規定により構成町との西和消防組合の解散に伴う、基金、建物、消防車両、債務の財産処分に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、追加上程させていただきました議案第32号から議案第34号につきましての提案説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私たちも、この問題についてはいろいろ研究してきましたが、まず、1つお聞かせいただきたいのは、長年、町の消防力に貢献していただいていた斑鳩町の第1、第2、第3分団という消防団のたくさんの皆さんがおられます。こういった消防団の皆様方にもこういう問題についてのご理解、また説明というものはされたのかどうか。されたのであればどういう形でされたのか、いつされたのか。こういう点については今まで支えていただいた皆さんに説明がないということやったら私は問題やと思いますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 当然、町の消防団につきましても、当然こういった体制が、広域化になるということで、体制そのものは町との関わりというのは変わりませんが、こういった形で広域化になっていくという形の説明につきましては、消防団の役員会等で随時、役員会が開かれたときに説明をこれまでもしてまいっておりますので、理解をいただいているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 一応、総括質疑ですので、大まかに聞かせていただきます。

また、これにつきましては付託もされますでしょうから、その後、後についてはまた委員会などで細かく話し合われていくのだろうと思いますので、一応、町としては随時、役員会で説明などしておいて、消防団のほうは理解していただいているという認識であるというふうに、私は何もわかりませんので、そう、では、町の答弁がそうになっているということで理解をさせていただきます。

それと、私、この議案第33号なんですが、住民さんに説明会もしないと先ほどの一般質

間にも出てました。

すみません、西和消防組合解散というこの議案が出てきてるんですが、設立は何年何月になっていましたでしょうか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 昭和52年の9月1日が西和消防組合の設立の年月日でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 52年の設立ということであれば、もう36年、ことしで36年経とうかというような組織です。

そして、この組織は7町の住民の皆さんの大切な税金を投入しながら、まあもちろん交付税算入もされてます。でも、元はといえば、それも皆さんが払った税金です。その大切な税金で長年、36年にわたってつくってきたものをこんな簡単に、はい、解散しますというような、こういう形というのは私はやっぱりどうかというふうに思います。大切に、ほんとに皆さんの身近で行われてきた、税金で賄われてきたこの身近な組織が、こう簡単にこういうふうな議案書で出てきて解散というようなことでは、私はやっぱり問題が残るのではないかなというふうに感じているということをお願いしまして、総括質疑は終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号、議案第33号、議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、追加日程4．議案第35号 平成25年（ノ）第6号慰謝料等請求調停事件の和解について、追加日程5．議案第36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、以上2議案を会議規則第37条の規定に基づき一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第36号については、一括議題といたします。

理事者の提案説明を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水建也君） それでは、本日、追加上程いたしました議案第35号及び議案36号につきまして、提案説明をさせていただきます。

まず、議案第35号 平成25年(ノ)第6号慰謝料等請求調停事件の和解についてであります。

本事件は、平成23年1月11日、斑鳩小学校の体育館で行われたました体育の授業中に申立人が、児童でございますけども、申立人が転倒し前歯を2本損傷した事故に関し、申立人が被った損害の賠償を求められたものであります。

平成25年1月18日に奈良簡易裁判所へ調停の申し立てがなされ、3回にわたります調停の結果、和解内容が本町の主張をおおむね認めていることなどを勘案し、解決金65万円を支払い和解しようとするものでございます。

次に、議案36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

これは、ただいま、議案第35号で説明をいたしました解決金の支払いのための補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の総額は補正することなく歳出予算の款項のみを補正するものであります。

内容といたしましては、第9款教育費、第1項事務局費、第2目事務局費で解決金の支払いのため65万円の増額補正をお願いするものでございます。また、第12款予備費では、今回の補正予算に要する財源として65万円の充当をお願いするものでございます。

以上をもちまして、追加上程をさせていただきました、議案第35号及び議案第36号についての提案説明とさせていただきます。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は、付託される予定の総務常任委員会のメンバーですが、内容についてはその時に質問をさせていただきたいなど、そのように思うんですが、総務委員長にちょっとお願いしておいてもよろしいですかね。

今のこの議案書を見てるときに、ものすごく素朴な疑問があります。それについて総務常任委員会で答弁できるような形を用意していただきたいと思うんですが。

まず、1点目は、この事故が起きたのは23年1月11日で、申し立てが起こされたのが25年1月、2年経過しておりますし、その時の児童、6年生だったから、その児童が中学2年生になってからの申し立てということで、その間いろんなことがあったのかなとか、

申し立てされたのは自由ですから、別にこの日で申し立てをされても結構なんですけど、それらが理解できるような答弁の資料とか、経緯を用意してほしいなど。

それともう一点、和解理由として、和解内容が本町の主張がおおむね認められていることを勘案し、このことはこれで結構なんですけど、和解内容というのはこれ、文書にしていますが、できましたら申し立て内容も参考で見させてもらいたい。その申し立てがどれだけのものだったのかも参考にして、こちらのほうがどれだけの主張が通ってるのかということも、一応、聞かせていただきたい、そのように思っているんですけど、どうなんですかね、参考資料として、教育長、今、答弁できるのだったら聞かせてもらいますし、総務委員会に総務委員さん、委員会にもまた傍聴も来てくれるんやと思いますけど。どうでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、2点についてご指摘なり請求があったわけでございますけども、事件が起こってから今なんでなのかということにつきましては、保護者のほうからいろいろ、私も直接話をしたことがありますけれども、主な原因といたしましては、この当時、この申立人がけがをした体育の授業をまたやっているといったことについて、縄跳びなんですけれども、縄跳びの8の字跳びです。子どもがこういう8の字で跳ぶんですけど、そのときの同じ授業をまたやってるじゃないかといったことから、不安を覚えたといったことから、今後、こういった事故が起こるんじゃないかという危惧からされたというふうにお伺いしています。

それと、歯の治療が思わしくなく、保険請求以外の治療を行う必要が出てきたということで、その費用について幾分か負担していただけないかといった理由も1つございます。

それと、申し立ての内容でございますけれども、先般の総務常任委員会でも説明は申し上げておりますけども、大まかに3つございまして、慰謝料が100万円を請求されてます。それと、申立人、その子どもが60歳になるまでその治療費を全額支払うということと、あとは小学校の体育館について今後適正に管理するよう、そういう3点でございます。

総務常任委員会に付託されましたら、当然、そのことについては資料をまた改めて提示をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号、議案第36号は、総務常任委員会に付託いた



します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は、午前9時から水道決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前11時27分 散会 )